株式会社プレイド　定款

第１章　総則

第１条　　（商号）

当会社は、株式会社プレイドと称し、英文ではPLAID, Inc.と表示する。

第２条　　（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）　ウェブアプリケーションの企画、開発、販売及び保守
（２）　インターネット、携帯電話網、その他通信回線を利用したデジタルコンテンツ及びアプリケーションソフトウェアの企画、開発、運営、販売、配信、レンタル業
（３）　インターネットによる広告業
（４）　インターネットを利用した各種情報提供サービス業
（５）　インターネットのホームページの企画、設計
（６）　コンピュータシステム、ソフトウェア、ネットワークの企画、設計、開発、販売及び保守
（７）　電子書籍の企画、制作、出版及び販売
（８）　マーケティングリサーチ業
（９）　経営コンサルティング業
（１０）通信販売業
（１１）飲食店等の店舗運営
（１２）イベントの企画及び運営
（１３）国内及び外国の会社、組合その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することによる当該会社等の事業活動の支配、管理
（１４）前各号に附帯関連する一切の事業

第３条　　（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第４条　　（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

第５条　　（公告の方法）

当会社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株式

第６条　　（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 141,635,600 株とする。

第７条　　（単元株式数）

当会社の単元株式数は 100 株とする。

第８条　　（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）　会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）　会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

（３）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第９条　　（株主名簿管理人）

１．当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第１０条　（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

第１１条　（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第１２条　（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

第１３条　（招集権者及び議長）

１．株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第１４条　（決議の方法）

１．　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を

有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第１５条　（議決権の代理行使）
１．株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第１６条　（議事録）
株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議事録の作成に係る職務を行なった取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第１７条　（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　取締役及び取締役会

第１８条　（員数）
当会社の取締役は、10 名以内とする。

第１９条（選任方法）
１．取締役は、株主総会において選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第２０条　（任期）
取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第２１条　（代表取締役及び社長）
１．　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２．　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名、取締役副社長を定めることができる。

第２２条　（取締役会の招集権者及び議長）
１．取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第２３条　（取締役会の招集通知）
１．取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要

があるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第２４条　（取締役会の決議方法）
１．取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
２．当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第２５条　（取締役会規程）
取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第２６条　（取締役の報酬等）
取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第２７条　（取締役の責任免除）
１．当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第５章　監査役及び監査役会

第２８条　（員数）
当会社の監査役は、5 名以内とする。

第２９条　（選任方法）
１．監査役は、株主総会において選任する。
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第３０条　（任期）
１．監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第３１条　（常勤監査役）
当会社は、監査役会の決議により、常勤監査役を選定する。

第３２条　（監査役会の招集通知）

１．監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第３３条　（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第３４条　（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第３５条　（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第３６条　（監査役の責任免除）

１．当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第６章　会計監査人

第３７条　（会計監査人の選任）

当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第３８条　（会計監査人の任期）

１．会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第３９条　（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章　計算

第４０条　（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

第４１条　（剰余金の配当等の決定機関）
当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

第４２条　（剰余金の配当の基準日）
１．当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
２．当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
３．前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第４３条　（配当の除斥期間）
配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上
2020 年 9 月 28 日改定施行